

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第6号】市道路線の認定について	3
【陳情第1号】特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情	5
【陳情第2号】「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情	6
【陳情第3号】国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情	7
【陳情第4号】「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情	7
【陳情第5号】片岡駅利便性向上に関する陳情	8
【陳情第7号】長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情	9
【閉会中の継続審査の申し出について】	10
【委員長報告】	10
【閉会】	10

1 日 時

平成27年6月17日(水) 午前9時48分(開会)～午後1時45分(閉会)

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(7名)

委員長 宮本 妙子

副委員長 伊藤 幹夫

委員 中里 理香、藤田 欽哉、佐貫 薫

守田 浩樹、大貫 雄二

4 欠席委員 中村 久信

5 説明員(27名)

(1) 農業振興課(4人)

①農業振興課長 荒巻 正 ②地籍調査班長 大森崇由

③農政担当 高橋理子 ④整備振興担当 山崎正嗣

(2) 商工林業観光課(3人)

①商工林業観光課長 赤羽尚起 ②商林業担当 渡邊訓之

③観光工業担当 山口 武

(3) 都市建設課(5人)

- ①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 森田昭一
- ③管理住宅担当 和田理男 ④道路河川担当 柳田 豊
- ⑤市街地整備担当 石川 節夫

(4) 教育総務課（3人）

- ①教育総務課長 塚原延欣 ②管理担当 黒田 禎
- ③学校教育担当 平山明美

(5) 生涯学習課（7人）

- ①生涯学習課長 高沢いづみ ②まなび担当 石塚俊彦
- ③文化担当 柳田恭子 ④スポーツ担当 斎藤正樹
- ⑤公民館 小野寺良夫、細川智弘、塚原博実

(6) 農業委員会（1人）

- ①担当 坪山好治

(7) 上下水道事務所（4人）

- ①上下水道事務所長 阿久津万寿 ②下水道班長 奥村 浩
- ③上水道担当 齋藤正一 ④下水道担当 上野 恒夫

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

議案第6号 市道路線の認定について

陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

陳情第2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

陳情第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情

陳情第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

陳情第5号 片岡駅利便性向上に関する陳情

陳情第7号 長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (9 : 48)

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、意義ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (9 : 49)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (11 : 27)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第6号】市道路線の認定について

【陳情第1号】特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

【陳情第2号】「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

【陳情第3号】国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情

【陳情第4号】「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

【陳情第5号】片岡駅利便性向上に関する陳情

【陳情第7号】長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情

の以上7件である。

【議案第6号】

○委員長 「議案第6号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長（阿部正信）

(議案書18頁を朗読、議案第6号議案資料に基づき、説明)

現地調査をしていただいたが、交番の入口階段が起点、駅東口の階段降り口2箇所が終点となる。認定理由については、今回認定する東西自由通路人道橋が昭和55年に整備され、供用開始された。特に矢板東高校の通学生徒はじめ、多くの歩行者が利用している。区画整理事業等と同時に供用開始されたところである。この時点では、線路を横断する道路については、市道認定を認めておらず、認定外道路として今現在に至っている。自由通路の整備及び管理に関する要綱が平成21年度に定められ、国土交通省所管で都市整備局、道路局、鉄道局で出されたもの。これを踏まえると、必要に応じて市道認定を認めるということになった。この時点では要綱改正に伴い、必要であれば市道認定するわけだが、現在までは認定外道路としても同じように安全管理、維持管理をしてきたという状況である。また、平成25年度の道路法改正により、橋りょう2メートル以上のすべての橋りょうが5年に一度安全点検を実施することが義務化された。よって特にJR、高速道路の橋りょうもそうだが、点検

が必要になったので今年度予定することで、JRとの委託業務になるため、協議を持ち進めてきた。その際、市道認定ということであれば、国補助の活用ができるという形で今回市道認定するもの。

- 委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 副委員長（伊藤幹夫）確認だが、市道認定は国の補助が受けられるのか。
- 都市建設課長 点検業務については、市道路線については国の補助が得られ、認定外道路については得られないというのが現時点での国の判断である。
- 副委員長 率はどれくらいか。全額国庫負担なのか。
- 都市建設課長 55%が国庫補助である。
- 守田委員 当初認定された後、検査等、点検業務に関する委託料はどのくらい費用がかかるのか
- 都市建設課長 今回JRとの見積もりは2,300万円である。
- 守田委員 市道にするとということになると、今月から来月あたりから補修することだが、市道認定されたと同時に、認定外道路ではなくなるので、日ごろのメンテナンスがよりいっそうきちんとしていくということにつながるのか。
- 都市建設課長 点検業務の結果において、例えば剥離等が見受けられた場合には、今後補修工事については、修繕工事ということで国の補助を導入し行う予定である。
- 守田委員 JRの路線の上を通っているので、JRから市道に対しての問題点、整備等に関する協議事項はないのか。
- 都市建設課長 点検業務を行う場合はJRに直接委託となる。市道認定については、先ほど申し上げたとおり、要綱改正により認められるということで事務的に処理していきたい。
- 守田委員 市道認定はやぶさかではないが、2,300万円という金額の妥当性がどこでみられているのかが分からない。55%補助であっても、市からの負担が出るということだから、一部要望になるが、市のほうでもきちんとした詳細な見積もりをみて、JRの関連業者がやるのだろうが、値段の交渉等、市の考え方を聞きたい。
- 都市建設課長 この件についてはJRの担当にも2,300万円の見積もり、内訳等、他の点検費用からみてもかなり金額がかさむため、そういったものは求めている。当然矢板市ばかりではなく、他市町、県のほうも通じて、こういったものについてはJRに細部についてを求めている。今現在、JRでも我々に細部を提示しているようだが、通常我々が設計しているものの成果はもらえない状況ではある。市のほうから直接あるいは県を通してJRに話をさせてもらい、確認事項ということでそういったものは求めている。
- 藤田委員 この議案には直接関係しなくなるかもしれないが、今月から来月行うという補修・修繕はどういったことをするのか。
- 都市建設課長 今年度予定しているものは、末広町側の降り口の歩くところを削っており、まだ復旧していない状態。そこをもういちど貼り合わせて表面を補修する工事を今年度行う。市役所本庁舎の階段をラバーを貼って補修したものと同様な補修となる。
- 大貫委員 JRからの点検料の見積もりが2,300万円ということだが、点検項目自体は

矢板市が指示した項目に対する見積もりということによいか。

○都市建設課長 点検内容については、法令点検ということで定められている項目がある。それに基づき、点検を行う。

○大貫委員 具体的に点検の中身はほぼ夜間作業か。

○都市建設課長 工事ではなく点検なので、日中作業的なものもあるかと思うが、橋りょうの裏側も点検するため、夜間に行うこともあるかと思う。1日8時間労働といった作業は組めないでそういった見積もり内容にもなっている。

○大貫委員 具体的に作業に入った際の当局の管理監督はどのような形で行う予定か。

○都市建設課長 今回立ち会い等を求められる段階ではないが、当然成果品であがってきたものの確認はするが、作業中についてはJRに全面委託という形になる。

○大貫委員 木幡アンダーパスでは事後精算が一部あったと聞いているが、今回の点検については事後精算的な作業はあるのか。

○都市建設課長 業務内容的には物を造るというわけではないので、基本的には点検内容を全て見積もっているの、基本的には変更はないと思われる。予期しないことがあった場合に変更理由の対象となればあるかと思うが、基本的には物を造るのではなく、委託業務であるので基本的には変更はないと思っている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 討論を終結する。これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第6号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:48)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:57)

【陳情第1号】

○委員長 次に、「陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 関連するが、陳情1号、2号、3号、4号は、同じ日に同じ名前で陳情が来ているが、議長宛に直接手渡しできたのか。

○事務局 全栃木教職員組合の書記長の方から、同日に議長宛で4件提出されている。

○大貫委員 県内の提出状況及び審査状況は

○事務局 県内9市町に提出されている。6月定例会審査予定が佐野市、大田原市、那須塩原市、さくら市、9月定例会審査予定が栃木市、小山市、真岡市、高根沢町。那須烏山市のみ結果が出ており、継続審査である。

○大貫委員 関連だが、陳情第1号から第4号まで同様に出されているということでよいか。

○事務局 お見込みのとおり。

○大貫委員 矢板市内の特別支援学校の教室の状況の概略説明を当局に願う。

○教育総務課長（塚原延欣）特別支援学校はすべて県立であり、矢板市内にはない。

○大貫委員 矢板中央高校はどうか。

○教育総務課長 入っていない。

○委員長 暫時休憩する。 (13:06)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13:09)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第1号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第1号は、継続審査とすることに決定した。

【陳情第2号】

○委員長 次に、「陳情第2号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 給付制奨学金と貸与制奨学金とあるが、貸与制を給付制にするとすれば、すごい財源となる。無理な面もあるが、大学生の実情を考えると、慎重に検討しなければならない状況にある。今の国立系の入学金が60万円、私立が120万円といわれている。そこに生活費を入れて4年制大学に行かせると1,200万円くらいかかる。日本の教育もお金がかかる世界になってきているので、このような文面でいきなり通してしまうと、日本の社会的に無理がある。中身的には一部理解できるところもあるが、慎重に検討していきたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第2号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第2号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第3号】

○委員長 次に、「陳情第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○中里委員 自分の子どもが今年高校1年生なので手続きをしたが、本当によくわからない書類を書くようになっており、所得証明書を出さなければいけないということで、4月、5月で自分が給料が発生する身分となって、その後どうしたらいいのか、これから聞かなければいけないことがたくさんある。各世帯ごとでいろいろ手続き、書類が異なっており、大変だなと実感したので、国の財源の問題もあるかとは思いますが、可能であるならば元の無償化の状態に戻していただければありがたい。就職のことを考えても、高校卒業程度というのは就職をするうえで最低限必要なことだと思う。授業料だけ無償化でも他に意外にお金がかかるということに気がついた。毎月こんなに引き落としがあるのかと感じた。無償化されていてもテキスト代等引き落としがあったので、無償化のところが復活すれば家庭が楽になるのではと実感している。

○佐貫委員 これについては願意妥当で賛成したいと思っている。

○大貫委員 Aという人がいればBという人がいる。問題は財源。財源に無理があるかないか。これは高校無償化と謳った政党が一部あり、以後状況が若干変わり所得制限を取り入れてきたということで、国民の所得の平等性というものを日本社会のなかでやっているもので、それに基づいての高校の料金というものがあるので、高校授業料所得制限制度というもの自体もある程度国民の平等性というものに基づいてやっている政治施策であるので、その辺りも加味して検討しなければならぬと思う。継続審査が望ましいかと思われる。

○藤田委員 中里委員、佐貫委員の意見に賛同するが、陳情第1号、第2号を継続審査にして第3号だけ可決というのはいかがかと思ったので、継続審査がいいのかなと思った。内容が異なっても同じ陳情者からの教育に関する事なので。

○委員長 暫時休憩する (13:25)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する (13:26)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第3号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第3号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第4号】

○委員長 次に、「陳情第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情」を議題

とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○佐貫委員 今回の意見書はふたつで、3年生以降の35人以下学級の計画的前進ということ、教職員の定数改善計画をたてるということだが、ひとつめのほうは賛成。ふたつめのほうは、先生の数を増やせばいいというものではなく、問題はスクールカウンセラーだったりほかのティームティーチングのスタッフだったりするので、後者については教職員の定義によるが、教職員＝先生かと思う。先生を増やせばいいという話ではないと思うので、これは片方○、片方△なので、部分採択は矢板はないので、継続でいきたいと思う。

○大貫委員 市内における35人以下学級の状況は。

○教育総務課長 ここには3年生からとあるが、国で手当してくれているのは1年生。県で手当しているのは2年生でそれぞれ35人。3年生以上は40人学級ということになっている。

○大貫委員 3年生以降35人学級を計画的に進めるということは、先生方が増えて市の持ち出しも増えるということになるのか。

○教育総務課長 市の持ち出しについては、県費の先生であるので、ない。その他に支援することになれば市の持ち出しとなる。

○大貫委員 先生が増えればそれに付随する備品等については市の持ち出しになるので微増はするのではないか。

○教育総務課長 クラスがふえれば、クラスにかかる教材備品であったりは市で手当しているものなので、そちらは増える可能性はある。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第4号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第4号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第5号】

○委員長 次に、「陳情第5号 片岡駅利便性向上に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 陳情者が直接提出に来たのか。

○事務局 お見込みのとおり。

○大貫委員 さくら市には提出されているのか。

○事務局 事務局では確認していない。

○大貫委員 願意については何点が妥当な点があるのは認める。ただ地域性のこともあり、また片岡駅自体が100%完成しておらず途中経過中であるので、この陳情については慎重に扱い、継続でよろしいかなと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第5号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第5号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第7号】

○委員長 次に、「陳情第7号 長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 市の外部団体から直接議会に対して陳情をもらったというのは余り無かったと思うが初めてか、確認しているか。

○事務局 確認していない。

○大貫委員 守田委員にも聞いたが、外部団体から陳情をもらったのは初めてかと思う。長峰の取扱いだが、市民の多くの方からステージという話が持ち上がっていることは私も聞いてはいる。ただ、昨今の社会情勢上、建物を建てて事故か事件でもあったら大変だという危惧もあるので、すばらしい願意ではあるが慎重に取り扱った方がよいと思う。

○守田委員 大貫委員と同じような意見。今後建ててどのくらいの利用頻度があるか、いろいろな事故・事件があったときにどう対処するか、また景観の問題等、公が、みなさんが使うところなので、今後検討しているいろいろと考えていくためにも継続審査とし、十分に審査したほうがよいのではないかと考える。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第7号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第7号は、継続審査とすることに決した。

【閉会中の継続審査の申し出】

○委員長 次に、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とする。

○委員長 暫時休憩する。 (13:40)

(休憩中に事務局が別紙(案)を配付)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:41)

○委員長 事務局に、閉会中の継続審査の申し出について説明を求める。

○事務局 この申し出については、議会構成が変更となってから初めての常任委員会が開催された際に、常任委員会所管の事務全般について、本会議閉会中においても継続して調査が行えるようにするためのもの。審査事件は記載のとおり。

(経済建設文教常任委員会の所管事務を読み上げた)

以上の審査事件について、継続審査の申し出を行おうとするもの。申し出については各常任委員長の連名で行うのが例となっていることを申し添える。

○委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、別紙継続審査の申し出のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、別紙の経済建設文教常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決した。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (13:45)